

# 令和元年10月24日会議概要

## 第1 日時

令和元年10月24日（木）午前9時から午前11時50分までの間

## 第2 出席委員

渡部委員長、平林委員、長谷委員、森委員、森田委員

## 第3 全体会議

[警察幹部出席者]

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長

午前10時から午前10時40分までの間

## 1 委員報告

### (1) 中ブロック警察署長会議（10月21日）

（長谷委員）今回の会議では「中心繁華街の総合対策の推進」と「警察業務の合理化」に関して討議されました。各警察署長から祇園、木屋町と京都駅周辺の現状と課題及び対策について報告があり、民間との協働活動や地道な環境浄化活動が大切だと感じました。また、警察業務の合理化については、私からは「業務目標を設定したら、警察署長として覚悟を持ってしっかりとやりきることが大切である。」と申し上げてきました。

### (2) 北ブロック警察署長会議（10月23日）

（森委員）各警察署は、地域ボランティア、行政機関との連携と協働による安全安心対策への各種取組として、地域の大学と協働活動に力を入れている様子でした。特に、自転車盗対策に重点を置いて進めておられ、大学の取組では、自転車盗の発生件数が減ることが良くわかりました。私からは「大学、地域住民との連携を深めて継続した対策をお願いしたい。」と話してきました。また、地域ボランティアは、どの地域でも高齢化が進んでおり、他の対策においても大学生との協働を進めていくことが大切であると思いました。警察業務の合理化等については、「今までのものを残したままでは、絶対にスリム化できないので、合理化をするという気持ちになって、対応することが大切である。」と申し上げてきました。

## 2 報告事項

### (1) 府警あんぜん広場11月号の発行について

総務部長から、府警あんぜん広場11月号に、「犯罪被害者週間」、「女性に対する暴力をなくす運動期間」などを掲載する旨の報告があった。

### (2) 令和元年秋の「京都府警察勲章伝達式」の実施について

警務部長から、11月6日、京都府公館レセプションホールで実施する令和元年秋の京都府警察勲章伝達式の式次第等について報告があった。

### (3) 第10回京都府警察交通安全教育コンクールの開催について

交通部長から、各警察署の交通安全教育を担当する警察官と地域交通ボランティアのスキルアップ、地域における交通安全活動の充実強化を図ることを目的に開催する、第10回京都府警察交通安全教育コンクールについて、本年は「小学校入学前の幼児を対象とした交通安全教育」をテーマに、11月上旬にブロック別選考会、11月20日に警察学校において京都府大会が開催される旨の報告があった。

### 3 警察本部長報告

警察本部長から、

- 現在、順次、ブロック警察署長会議を開催しており、それぞれの警察署の情勢に応じて各種対策が講じられているが、問題点があれば適切に対応していく。
- 鞍馬の火祭を視察してきた。雑踏対策等に関する課題もあり、今後も、事故防止対策を徹底する。

旨の報告があった。

### 第4 個別会議等

午前9時から午前9時50分までの間

午前10時45分から午前11時50分までの間

#### 1 審議事項

##### (1) 集団行進及び集団示威運動許可申請の公安委員会直接決裁について

警備第一課担当補佐から、11月2日に実施されるデモ行進の許可申請内容について報告があり、審議の上、申請を許可した。

##### (2) 運転免許証交付処分取消等請求事件の勝訴判決について

監察官室訟務官から、「一般運転者」又は「優良運転者」に区分した運転免許証の交付等を求めた運転免許証交付処分取消等請求事件について、京都地方裁判所は10月11日、申立人の優良運転者区分等の運転免許証の交付を求める部分を却下、その他の請求を棄却する判決の言い渡しがあった旨の報告が行われた。

##### (3) 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、14件の行政処分を決定した。

##### (4) 公安委員会宛て苦情等申出について（受理・通知各1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、受理1件の報告があり、処理方針が決定された。また、調査結果及び通知案1件の説明が行われ、審議の上、通知内容を決定した。

#### 2 報告事項

##### (1) 監察案件

首席監察官から、監察事案について報告があった。

##### (2) 福島県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備第一課担当補佐から、警察法第60条1項の規定により、福島県公安委員会から京都府公安委員会になされた援助の要求に対する京都府警察職員の派遣について報告があった。

##### (3) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室室長補佐から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。